

令和6年1月吉日

お客様各位

さがみ信用金庫

残高証明書発行手数料の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて今般、当金庫では残高証明書発行手数料について、コストやサービスに見合った水準に見直しさせていただくことになりました。つきましては、残高証明書発行手数料について、別紙のとおり改定させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも引き続きさがみ信用金庫をご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

令和6年4月1日（月）

2. 改定する手数料

裏面「手数料改定のお知らせ」のとおり改定します。

3. 本件に関するお問合せ先

本件、および各種手数料に関するお問合せは、下記の「お客様サポートダイヤル」までご連絡ください。

0120-426-614（受付時間：平日9:00～17:00）

以上

手数料改定のお知らせ

1. 改定日

令和6年4月1日（月）

2. 改定内容（すべて消費税を含む金額です）

新旧	発行書式	発行単位	金額
改定前	発行依頼書毎	1通（科目単位） ^{注1}	880円
改定後	当金庫所定書式（共同センター対応書式） ^{注4}	1回（顧客単位） ^{注2}	1,100円
改定後	当金庫所定書式（共同センター対応外書式） ^{注5}	1回（顧客単位） ^{注2}	2,200円
改定後	当金庫所定外書式 ^{注6}	1回（顧客単位） ^{注2}	2,200円
改定後	相続用/当金庫所定書式（共同センター対応書式） ^{注4}	1回（1相続毎） ^{注3}	1,100円
改定後	相続用/当金庫所定書式（共同センター対応外書式） ^{注5}	1回（1相続毎） ^{注3}	2,200円
改定後	相続用/当金庫所定外書式 ^{注6}	1回（1相続毎） ^{注3}	2,200円

※SIS 継続発行分（440円）については、変更しませんが、窓口発行分は、改定後の料金となります。

※住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について、SIS 継続発行分（440円）は、変更しませんが、窓口発行分は、改定後の料金1,100円となります。

注1：科目単位とは、預金、融資、出資金、国債それぞれを発行単位とすることです。

例えば、お客様より預金、融資、出資金、国債それぞれの残高証明書の発行依頼を受けた場合、880円×4科目＝3,520円の発行手数料がかかりました。

注2：顧客単位とは、お客様の顧客番号ごとに1回の申し込みについて手数料を徴求する発行単位です。手数料については、発行書式により変わります。

例えば、お客様より預金、融資、出資金、国債それぞれの残高証明書の発行依頼を受けた場合、同一顧客番号であれば当金庫所定書式（共同センター対応書式）の場合は1,100円の発行手数料となります。

注3：1相続毎とは、相続用残高証明書1回につき被相続人1名に対し、1回分の手数をいただくことです。複数の顧客番号、取引店が複数であっても、1回分の手数をいただきます。

注4：当金庫所定書式（共同センター対応書式）とは、当金庫システムで残高証明書が作成できる書式です。おおむね1年以内の残高証明書となります。

注5：当金庫所定書式（共同センター対応外書式）とは、当金庫システムで残高証明書が作成できない書式です。おおむね1年超以前の残高証明書となります。

注6：当金庫所定外書式とは、お客様が指定された当金庫制定用紙以外の用紙に当金庫が内容を記載し発行する方法です。

以上